

事務事業評価資料

施策名	建築物耐震化の推進		所管部局課名	県土整備部住宅建築局建築指導課					
事業名	わが家の耐震改修促進事業		担当者電話番号	防災耐震係 078-362-4340					
事業目的	現在の耐震基準に満たない住宅の耐震性能の向上を図り、地震災害に対し住民等の安全を確保するわが家の耐震改修促進事業により、住宅の耐震改修工事を促進し、危険住宅を減少させる								
事業内容	安全・安心な住まい・まちづくりを推進するため、住宅の耐震改修計画の策定及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助。 (1)計画策定費補助 対象者：県住宅再建共済制度に加入している者又は加入する者 対象住宅：S56.5月以前着工住宅かつ診断結果により耐震性が低いと認められたもの 対象経費：耐震改修計画及び耐震診断経費 補助率：2/3 (2)改修工事費補助 対象者：所得が12,000千円以下の者であり県住宅再建共済制度に加入している者又は加入する者 対象住宅：(1)と同様 対象経費：住宅の耐震改修工事費 補助率：1/4					事業開始年度	平成15年度		
事業に要するコスト	区分	平成19年度決算額		平成20年度当初予算額		平成21年度当初予算額			
	事業費	(74,702 千円) 144,324 千円		(103,608 千円) 194,196 千円		(145,495 千円) 272,190 千円			
	人件費	17,828 千円	従事人員 2.0人	16,942 千円	従事人員 2.0人	16,720 千円	従事人員 2.0人		
	総コスト (+)	162,152 千円	従事人員 2.0人	211,138 千円	従事人員 2.0人	288,910 千円	従事人員 2.0人		
事業の目標	民間住宅の耐震化率の向上			[目標設定理由] 発生が危惧される東南海・南海地震に備え、建築物の耐震性の向上を図るため、県耐震改修促進計画で27年度の住宅の目標耐震化率を97%と設定しているため					
	耐震改修工事実施戸数			[目標設定理由] 目標耐震化率を達成し、危険住宅を減少させるため、耐震改修工事を促進する必要があるため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		19年度実績	20年度見込み	21年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H19	H20	H21
	民間住宅の耐震化率	97%	27年度	78% (101,348 千円)	78% (131,961 千円)	78% (180,568 千円)	80.0%	80.0%	80.0%
耐震改修工事累計戸数	4,500戸	27年度	671戸 (811 千円)	950戸 (757 千円)	1,450戸 (578 千円)	14.9%	21.1%	32.2%	
評価結果	必要性	・住宅の耐震化率の目標を達成するため、住宅の安全性に対する県民意識を高め、補助によらない県民の自主的な耐震化を図る必要がある。 ・しかし、発生が危惧される東南海・南海地震に備え、早期に安全・安心なまちづくりを推進するためには、住宅所有者が実施する耐震改修計画の策定及び改修工事の一部を支援する必要がある。							
	有効性	・自主的な耐震化が期待できない住宅の所有者である県民に対して、簡易耐震診断事業と合わせて、住宅の耐震改修を促進することは、県民の生命、財産を保全することから必要であり、計画策定から改修工事へと移行させるためのインセンティブは有効である。 ・工事費補助件数も着実に伸びており、更なる活用が望まれる。							
	効率性	・目標の達成のためには、所有者の自主的な取り組みを促すことが必要である。 ・そのため、耐震診断による意識付けが必要であり、それとあわせて、先導的に取り組まれている県民を補助事業により支援することは、波及効果が期待できる。 ・改修工事に対する所有者負担も軽減し、県民の防災意識の向上が期待できる。							
	民間・市町との役割分担	・阪神大震災の教訓を踏まえ、対象住宅を保有する全ての県民を対象として、全県的に同一水準の補助基準で耐震化事業を展開するため、県が事業を実施する。 ・しかしながら、市町が自主的な政策判断により、補助額を上乘せをすることを妨げないため、県補助事業に市町負担を求めている。							
	受益と負担の適正化	・計画策定費補助については、国、県、所有者での均等負担とし、各々1/3負担である。 ・工事費補助については、財産の形成に資する側面もあるため、国、県併せて1/4補助とし、所有者負担を3/4としている。							
実施方針	方向性	新規	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	県耐震改修促進計画の目標を達成し、更に防災力を向上させるためには、耐震改修工事へ移行しやすい制度改正が必要であることから、平成21年度から、事業実施予定戸数の拡大(400 500戸)、工事費補助額に対する復興基金等を活用した一定額の加算(補助金限度額20万円/戸)などにより住宅の耐震化を一層促進する。								